

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル実施要領

1. 目的

芸西村では、芸西保育所と芸西幼稚園を統合して認定こども園とし、芸西中学校を移転して芸西小学校とともに複合施設とすることにより、同一敷地に教育施設の集約化を行う。さらに地域の方々との交流の場を充実させ、こども園、小学校、中学校、保護者、地域一体となった「オール芸西」で子どもたちを育む環境を整備することを目指している。

令和6年度には基本計画案がまとめられ、令和7年度にはこの基本計画案について、教育関係者や保護者、地域住民との意見交換を行い、設計条件を取りまとめた。それらを受けて、プロポーザル方式により、最も優れた受注候補者を選定するため、必要な事項について定めるものである。

2. 業務及び事業の概要

(1) 業務名

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

芸西村教育施設集約化基本計画に基づく建築基本設計作業である。作業内容は、芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務の特記仕様書（案）に示すとおりである。※特記仕様書（案）は現時点の案であり、委託契約締結までに変更する場がある。

(3) 敷地概要

- ・敷地面積 約24,660㎡
（芸西小学校敷地に加え、東側の村所有駐車場の敷地と幼稚園南側の農地を含む）
- ・用途地域等 都市計画区域外、用途指定なし

(4) 建物概要

- ・小学校・中学校校舎 約5,300㎡（施設一体型）
- ・学校屋内運動場 約1,500㎡
- ・プール附室 約200㎡
- ・幼保連携型認定こども園 約1,300㎡
- ・その他（ピロティ、屋外階段、渡り廊下、プール他） 適宜

(5) 計画定員数

- ・小学校・中学校
 - 小学校普通教室 30人×6室＋特別支援教室3室
 - 中学校普通教室 30人×3室＋特別支援教室4室

- ・幼保連携型認定こども園
0歳児～5歳児 定員145人

(6) 事業スケジュール

- ・基本設計 令和8年度～令和9年度
- ・実施設計・造成工事 令和10年度～令和11年度（予定）
- ・建設工事・解体工事・外構工事 令和11年度～令和13年度（予定）

(7) 履行期間

- ・契約締結の日から令和9年12月24日（金）までとする。

(8) 見積限度額

70,257,000円（税込み）を上限とする。

3. プロポーザルの主催者及び事務局

(1) 担当部署

主催者 芸西村
事務局 芸西村教育委員会事務局
住 所 〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地
電話番号 0887-33-2400
ファックス 0887-32-2014
E-mail kyoiku@vill.geisei.lg.jp

4. 参加者の資格要件

- (1) 令和8・9年度芸西村競争入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）若しくは高知県測量建設コンサルタント等入札参加資格者名簿に登録された者であること。ただし、この公告の日において入札参加資格者名簿に登録されていない者であっても、このプロポーザルに限る入札参加資格の追加受付に申請し、同等と認められた者は、この要件を満たしている者として取り扱う。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
- (5) 芸西村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成24年規則第15号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者でないこと。
- (6) この公示の日から技術提案書提出までの間において、国、高知県及び芸西村から指名停止の措置をうけていないこと。

5. 参加者等の条件

- (1) 参加者は、県外事業者と県内事業者（県内に主たる営業所を有する企業者をいう。）の2者で構成する設計共同企業体（以下、「設計JV」という。）とし、構成企業は一級建築士事務所であること。
- (2) 設計JVの構成員全てが「4. 参加者の資格要件」を満たしていること。また、設計JVの構成員は、他の設計JVの構成員として参加表明書等の提出はできないものとする。
- (3) 管理技術者及び各分野の担当主任技術者^{※1}は、それぞれ1名ずつ配置すること。また、管理技術者は設計JVの代表者が配置すること。
- (4) 管理技術者及び建築意匠担当主任技術者は、参加表明書等を提出した設計JVの構成員と直接的な雇用関係^{※2}にあること。
- (5) 管理技術者及び建築意匠担当技術者は、一級建築士であること。また、平成28年4月以降日本国内で竣工又は実施設計が完了した同種業務^{※3}あるいは類似業務^{※4}（の実設計業務）の実績を有すること。
- (6) 建築構造担当主任技術者は、構造設計一級建築士又は一級建築士であること。
- (7) 電気設備担当主任技術者及び機械設備担当主任技術者は、設備設計一級建築士又は建築設備士であること。

※1：各担当分野の主任技術者とは、「建築意匠」、「建築構造」、「電気設備」、「機械設備」の分野を担当する主任技術者とする。

※2：直接的な雇用関係とは、管理技術者又は各担当主任技術者とその所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、出向者、派遣社員については該当しないものとする。

※3：同種業務とは、延床面積5,000㎡以上の国又は地方公共団体の教育施設（国土交通省告示第8号）の新築における基本設計業務又は実施設計業務をいう。

※4：類似業務とは、延床面積5,000㎡以上の国又は地方公共団体の建築施設の新築における基本設計業務又は実施設計業務をいう。

6. 関係書類の交付

(1) 応募書類の交付

- ・芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル実施要領
- ・芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- ・提出書類の様式

様式	書式名称
様式1	参加表明書

様式 2	設計事務所の概要
様式 3	設計事務所の主要業務実績書
様式 4 - 1	設計事務所の同種業務実績詳細
様式 4 - 2	設計事務所の類似業務実績詳細
様式 5	管理技術者の主要業務実績等
様式 6 - 1	管理技術者の同種業務実績詳細
様式 6 - 2	管理技術者の類似業務実績詳細
様式 7	各担当主任技術者の主要業務実績等
様式 8	各担当主任技術者の手持業務量
様式 9 - 1	建築意匠担当主任技術者の同種業務実績詳細
様式 9 - 2	建築意匠担当主任技術者の類似業務実績詳細
様式 1 0	協力事務所の概要
様式 1 1	技術提案提出書（表紙）
様式 1 2	業務実施方針
様式 1 3	技術提案書：課題 1
様式 1 3	技術提案書：課題 2
様式 1 3	技術提案書：課題 3
様式 1 4	設計業務見積書
様式 1 5	質問書
様式 1 6	技術協力事務所の概要

(2) 参考資料の交付

- ① 芸西村教育施設集約化基本計画案（令和 8 年 3 月 31 日）
- ② 令和 7 年度基本計画案配置修正図
- ③ 敷地測量図
- ④ 解体建物配置図・平面図

(3) 交付方法

芸西村のホームページからダウンロードするものとする。

7. 選定の概要

プロポーザルの審査は、次のとおり第一次審査と第二次審査の 2 段階で行うこととし、第一次審査で 3 者程度の事業者を選定し（以下、「一次審査選定者」という）、第二次審査で最優秀者と次点者を特定する。なお、プロポーザルにおける参加者が 1 者のみであっても審査及び評価を行い、選定の可否を決定する。

(1) 審査実施者

第一次審査は事務局が実施し、第二次審査は芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という）が実施する。審査委員会の構成は、学識経験者2名、専門技術者1名、副村長、教育長、小学校長、中学校長の計7名とする。

(2) 審査方法

審査は、審査要領に準拠して評価した得点に基づき実施する。

a. 第一次審査

参加表明書の提出書類により、事務所の能力、担当チームの能力等を点数評価し、得点の高い順に3者程度を選定する。

b. 第二次審査

技術提案書及びヒアリングの実施結果により、業務の実施方針、技術提案内容、見積価格を点数評価し、優先交渉者として特定者1者及び次点者1者を選定する。

(3) 契約等

選定後、特定者と具体的な業務の履行条件等の協議、調整及び交渉を行い、合意したうえで契約を行うものとする。なお、契約交渉が不調の場合は、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

(4) スケジュール（予定）

a. プロポーザル実施の公告・関係書類の交付開始	4月20日（月）
b. 参加表明書等に関する質問書の提出期限	5月14日（木）
c. 参加表明書等に関する質問に対する回答	5月21日（木）
d. 参加表明書等の提出期限	5月28日（木）
e. 第一次審査結果の通知・技術提案書等の提出要請	6月 4日（木）
f. 技術提案書等に関する質問書の提出期限	6月11日（木）
g. 技術提案書等に関する質問に対する回答	6月18日（木）
h. 技術提案書等の提出期限	7月 2日（木）
i. 第二次審査（ヒアリング等の実施）	7月15日（水）
j. 審査結果の公表・通知	7月下旬

8. 第一次審査（書類審査）

（1）提出書類の様式及び部数

様式	書式名称	提出部数
様式 1	参加表明書	1
様式 2	設計事務所の概要	1
様式 3	設計事務所の主要業務実績書	1
様式 4 - 1	設計事務所の同種業務実績詳細	1
様式 4 - 2	設計事務所の類似業務実績詳細	1
様式 5	管理技術者の主要業務実績等	1
様式 6 - 1	管理技術者の同種業務実績詳細	1
様式 6 - 2	管理技術者の類似業務実績詳細	1
様式 7	各担当主任技術者の主要業務実績等	1
様式 8	各担当主任技術者の手持業務量	1
様式 9 - 1	建築意匠担当主任技術者の同種業務実績詳細	1
様式 9 - 2	建築意匠担当主任技術者の類似業務実績詳細	1
様式 10	協力事務所の概要	1

（2）提出書類の作成方法

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル参加表明書等作成要領に基づき作成すること。

（3）参加表明書等に関する質問及び回答

a. 提出期限

令和8年5月14日（木）午後5時

b. 提出方法

質問書（様式15）を3.（1）に掲げる事務局へ電子メールで送信すること。

c. 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和8年5月21日（木）午後5時までに芸西村公式ホームページに掲載する。

（4）提出方法

a. 参加表明書等の提出方法

持参又は郵送による。（いずれの方法でも受付期間内の必着とする。）

- ①持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

b. 受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年5月28日（木）午後5時まで

(5) 審査

事務局は、審査要領に基づき、参加表明書等の第一次審査提出書類の内容を評価する。評価項目及び評価事項は次のとおり。

評価項目	評価事項
事務所の能力（業務経歴等）	技術者数、有資格者数、同種・類似業務実績、受賞歴
担当チームの能力（技術者等の経験と能力）	管理技術者及び主任技術者の資格・経験、業務実績、受賞歴、繁忙度

(6) 審査結果の通知

- a. 第一次審査の結果は、応募者全員に郵送にて通知する。
なお、第一次審査選定者に対しては、電子メールでも通知する。
- b. 第一次審査選定者に対しては第二次審査への応募（技術提案書等の提出）を要請する。
- c. 第一次審査選定者が何らかの事由で第二次審査への応募を辞退する場合は、令和8年6月11日（木）までに辞退届（様式自由）を提出しなければならない。辞退者が発生した場合は、選定されなかった者のうち第一次審査結果良好であった者に対して、第二次審査への応募を打診することがある。

9. 第二次審査

(1) 提出書類の様式及び部数

様式	書式名称	提出部数
様式1 1	技術提案提出書（表紙）	1
様式1 2	業務実施方針	1 0
様式1 3	技術提案書：課題1	1 0
様式1 3	技術提案書：課題2	1 0
様式1 3	技術提案書：課題3	1 0
様式1 4	設計業務見積書	1 0
様式1 6	技術協力事務所の概要	1 0
	提出書類のPDFデータ	1

※技術協力事務所の概要（様式1 6）は施工計画策定等について技術協力を受けた場合に提出すること。

※提出書類のPDFデータについては、CD又はDVDで提出すること

(2) 提出書類の作成方法

芸西村教育施設集約化事業建築基本設計委託業務プロポーザル参加表明書等作成

要領に基づき作成すること。

(3) 技術提案書等に関する質問及び回答

a. 提出期限

令和8年6月11日（木）午後5時

b. 提出方法

質問書（様式15）を3.（1）に掲げる事務局へ電子メールで送信すること

c. 質問に対する回答の方法

質問に対する回答は、令和8年6月18日（木）午後5時までに、全ての第二次審査参加者に対して、電子メールで回答する。

(4) 提出方法

a. 技術提案書等の提出

持参又は郵送による。（いずれの方法でも受付期間内の必着とする。）

①持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。

b. 受付期間

令和8年6月4日（木）から令和8年7月2日（木）午後5時まで

(5) 第二次審査用提出書類（技術提案書）の課題テーマ

技術提案は、次の業務実施方針と3項目の課題テーマに対する提案とする。提案にあたっては、芸西村教育施設集約化基本計画に留意して作成すること。

① 業務実施方針

○業務実施方針：基本的な考え方（基本コンセプト）、業務の実施方針
取組体制、設計チームの特徴、業務の工程

② 課題テーマ

○課題1「敷地条件や工事上の制約を踏まえた空間計画や動線計画について」

- ・土地利用や施設配置計画、動線計画等に関する考え方
- ・工事期間中の学習環境の維持、利用上の安全確保、工期短縮化の考え方

○課題2「日常の安全性確保とともに、施設集約化の効果や新しい時代の学び舎の実現について」

- ・交通面や防犯面での安全性の確保、災害時の安全確保のための考え方
- ・集約化効果を活かした新たな保育環境や学びの環境づくりへの考え方

○課題3「地域個性や空間性能を確保しつつ、建設費や維持管理費の低減方法について」

- ・新施設における個性や空間性能の確保に向けた考え方
- ・木材（原則として県内産）の積極的な活用方法の考え方
- ・建設費および維持管理費（ライフサイクルコスト）の低減への考え方

(6) プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において評価を行う。

a. 実施日

- ・令和8年7月15日（水）
- ・時間等の詳細については、対象者に別途通知する。

b. 実施場所 芸西村生涯学習館2階 学習室（予定）

c. 参加者

- ・管理技術者若しくは建築意匠担当主任技術者の出席を必須とし、出席者は3名以内とする。
- ・出席者は、企業名や個人名が判別される服装や言動をしてはならない。

d. 実施方法

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは個別に行い、非公開とする。
- ・プレゼンテーションを20分以内、ヒアリングを15分程度実施する。
- ・説明は事前に提出された技術提案書等を用いて行うこととし、提出後の差替え及び追加資料の提出は不可とする。
- ・プレゼンテーションに使用する画像（パワーポイントデータ）の投影については、その内容が、技術提案書に記載したものと同一の内容である限り使用を認める。事前に提出した内容への追記・変更は認めない。
- ・プレゼンテーションには、事務局がプロジェクタとスクリーン及びHDMIケーブルは用意するが、その他パソコン等説明に必要なものは各自用意すること。なお、プロジェクタとパソコンの互換性については、事前に確認するか、プロジェクタを持参しても良いこととする。

(7) 審査

審査委員会は、審査要領に基づき、技術提案書等の内容とヒアリング状況によって総合的に評価する。評価項目及び評価事項は次のとおり。

評価項目	評価事項
担当チームの対応 （業務の実施方針、取組体制 及び提案内容等）	(1) 基本的な考え方、実施方針等の妥当性 (2) 業務への取組意欲 (3) 業務への理解度 (4) 課題に対する技術提案

(8) 審査結果の通知

第二次審査の結果は、技術提案書提出者全員に郵送にて通知するとともに、第二次審査結果を芸西村公式ホームページにて公表する。

10. 費用負担

参加表明書等及び技術提案書等の作成にかかる費用は、提出者の負担とし、参加報酬等は支払わない。

1 1. その他の事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は必要に応じて複製作成することがある。(芸西村教育委員会事務局関係者及び審査実施者での使用に限る。)
- (3) 参加表明書等は、提出後の差替え又は再提出を認めない。
- (4) 参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の技術者であることの芸西村の了解を得なければならない。
- (5) 提出された参加表明書等は芸西村情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (6) 審査委員会委員及びその家族が関係する設計事務所及び研究室に所属する者は参加できない。
- (7) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く専門分野について、協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者が所属する事務所等は、本プロポーザルに参加できない。
- (8) 参加表明書等を提出した者が審査委員会委員、村職員、当該プロポーザル関係者と当該プロポーザルに関する不正な接触の事実が認められた場合は失格とする。
- (9) 参加表明書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合がある。
 - ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - ② 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示す条件に不適合なもの。
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - ⑤ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表された物、同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると認められたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。
- (10) 参加表明者等に関しては、公表しない。ただし、最優秀者については、技術提案書を公表することがある。
- (11) 審査に対する問い合わせには応じない。
- (12) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (13) やむを得ない事情で日程等について変更が生ずる場合には、別途通知する。
- (14) 成果品の著作権は、芸西村及び受注者に帰属する。
- (15) 本業務に直接関連する実施設計について、基本設計時における設計意図を実施設計の成果に的確に反映させるため、本業務の発注者と受注者は、業務遂行のため必要な事項について協議し、必要に応じて一定の条件を付したうえで随意契約を行うことができるものとする。また、建設工事の工事監理業務についても実施設計と密接に関連することから、本業務の発注者と受注者は、業務遂行のため必

要な事項について協議し、必要に応じて一定の条件を付したうえで随意契約を行うことができるものとする。ただし、本業務の受注者が実施設計業務の契約相手方に適さないと判断した場合等は、別途事業者を選定することがある。

- (16) 本プロポーザルは、設計者の選定を目的として実施するものであり、必ずしも提案内容が設計業務に全て採用されるものではない。
- (17) 本業務については、芸西村と十分に協議のうえ設計内容を決定していくこととし、芸西村との協議内容を設計に最大限反映させることとする。